

退職金を受け取られた方へ

〈退職金専用定期貯金〉

はぐくみ

契約時に**組合員**または**組合員と同居の家族**の方で、**公的年金振込(予約含む)**または**給与振込あり**の方※①

店頭表示
金利

+ 年 0.25 % 左記以外の方
年 0.15 %

- お取り扱い期間 令和6年4月8日(月) ~ 令和6年5月31日(金)
- ご利用いただける方
 - お預入れ日の前 **1年以内**に退職金をお受け取りの個人の方
 - 他の金融機関にてお受け取りになった退職金を当JAへお預けいただく場合も対象となります。その場合には、お申込時に「退職所得の源泉徴収票」や「退職金受取口座の預金通帳」等、退職日や退職金入金日・金額を確認できる書類のご提示をお願いいたします。
- 預入金額 100万円以上退職金受取金額まで
- 対象商品 スーパー定期 1年もの、大口定期 1年もの
- ※① 適用金利のお取引条件
 - 組合員加入【出資】**を同時に申し込みされた場合も上記金利を適用します。
 - 公的年金**とは、国民年金・厚生年金・共済年金および農業者年金に限ります。
 - 年金予約**は58歳以上の方を対象とさせていただきます。
 - 給与振込**は退職まで振込実績があった方 または 再就職等で給与振込の指定をされた方
を対象とさせていただきます。

- 次回継続時は、継続時の店頭表示金利が適用されます。
- 中途解約された場合、当JA所定の中途解約利率が適用されます。
- 利息に20.315% (国税15.315%、地方税5%) が分離課税されます。
- 金利環境の変化等により、適用金利が変更となる場合や、取扱いを中止させていただく場合があります。

詳しくはお近くのJA遠州中央支店窓口まで
お気軽におたずねください。

商品概要説明書

(令和6年4月8日現在)

1.商品名	<input type="radio"/> スーパー定期貯金(単利型)(愛称:はぐくみ) <input type="radio"/> 大口定期貯金(愛称:はぐくみ)
2.販売対象	○お預入れ日の前1年以内に退職金をお受け取りの個人の方 ○他の金融機関にてお受取りになった退職金を当J Aへお預けいただく場合も対象となります。その場合には、お申込時に「退職所得の源泉徴収票」や「退職金受取口座の預金通帳」等、退職日や退職金入金日・金額を確認できる書類のご提示をお願いいたします。
3.取扱期間	○令和6年4月8日(月)～令和6年5月31日(金)
4.期間	○1年自動継続(元金継続または元利金継続)
5.預入方法	
(1)預入方法	○一括預入
(2)預入金額	○100万円以上1,000万円未満 <input type="radio"/> 1,000万円以上 ○スーパー定期貯金「はぐくみ」と大口定期貯金「はぐくみ」のお預入れ合計金額は、退職金受取金額までとさせていただきます。
(3)預入単位	○1円単位
(4)預入形態	○総合口座または定期貯金通帳への預入に限ります。
6.払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7.利息	
(1)適用金利	○預入時の取引に応じて、以下の特別金利を初回満期日まで適用します。次回継続時には自動継続時の店頭表示金利を適用します。 ① 契約時に組合員または組合員と同居の家族かつ下記のいずれかに該当する方 店頭表示金利+0.25% <ul style="list-style-type: none"> ・当J Aで公的年金振込※①の指定をされた方(年金予約※②を含む) ・当J Aで給与振込※③の指定がある方 ※① 公的年金とは、国民年金・厚生年金・共済年金および農業者年金に限ります。 ※② 年金予約は58歳以上の方に限ります。 ※③ 給与振込は退職まで振込実績があった方または再就職等で給与振込の指定をされた方とします。 ② ①以外の方 店頭表示金利+0.15%
(2)利払頻度	○満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。
(4)税金	○20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
(5)金利情報の入手方法	○金利は店頭またはホームページに表示しています。
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。 ○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 <input type="radio"/> マル優の取扱いはできません。
10.中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満・・・解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満・・・約定利率×50% <input type="radio"/> 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A. 解約日における普通貯金の利率 B. 約定利率-約定利率×30% C. 約定利率- $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その利率の際に適用される利率を基準として算出した当J A所定の利率とします。 ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A. 約定利率-約定利率×30% B. 約定利率- $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
11.貯金保険制度(公的制度)	○保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第5条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A支店または金融部(電話:0538-36-7039)にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。)
13.その他参考となる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○他の金利上乘せ商品、キャンペーン商品との併用のお取扱いはできません。 ○本商品はA T M・J Aネットバンクでのご契約・ご解約はできません。 ○金利環境の変化等により、適用金利が変更となる場合や、お取扱いを中止させていただく場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 遠州中央